

船田小学校 P T A 会則



船田小学校 P T A

令和 7 年 5 月改訂版

卒業時まで保管してください

船田小学校PTA会則

第1章 名称および事務局

- 第1条 この会は、八王子市立船田小学校PTAといい、昭和51年5月8日設立
事務局を船田小学校内に置く。 所在地:東京都八王子市長房町1041-2

第2章 目的

- 第2条 この会は、保護者と教職員が力を合わせて民主的な教育の理解を深め、家庭と学校と地域社会における子供たちの幸せな成長を図ることを目的とする。

第3章 会員

- 第3条 この会は次の会員で構成する。
1.本校に在学する児童の保護者
2.本校の教職員

第4章 役員および会計監査

- 第4条 この会に次の役員および会計監査を置く。
1.会長1名（保護者）
2.副会長3名以上（保護者2名以上 教職員1名）
3.書記3名以上（保護者2名以上 教職員1名）
4.会計3名以上（保護者2名以上 教職員1名）
5.会計監査3名（保護者2名 教職員1名）
- 第5条 役員および会計監査は別に定める細則により、総会の決議によって選出される。
- 第6条 役員の任期は1年とし、再選は妨げない。ただし、同種の役員の再任限度は3年とする。
- 第7条 役員および会計監査の任務は次の通りである。
1.会長はこの会を代表し、会を掌握すると共に総会や各種委員会を招集する。
2.副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時は代理を務める。
3.書記は、会の運営に必要な庶務を行う。
4.会計は、総会が決定した予算に基づく会計事務の処理をする。
5.会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第5章 会計

- 第8条 この会の経費は、会費その他利子などの収入をもって充てる。
- 第9条 この会の予算の執行は、総会の決議に基づき行われる。
- 第10条 会費は1世帯あたり年額1,000円(含保険)とし、総会において決される。
- 第11条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第12条 会費の徴収および支出などは、別に定める細則による。

第6章 総会

- 第13条 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は年度始めに、臨時総会は、会員の5分1以上の要請があったとき、もしくは、運営委員の3分の2以上の要請を受けたとき開催する。
- 第14条 総会は、対面、オンライン、書面または電磁的方法による開催をする場合がある。会員の3分の2以上の出席をもって成立する(委任状提出者を含む)。議決は出席者の過半数で決める。

第7章 運営委員会

- 第15条 運営委員会は、本部役員と各委員会の委員長・副委員長で構成し、本会運営に必要な事項について審議し執行する。

1. 本会運営に関する諸事項
 - イ. 総会の決定事項および委任事項
 - ロ. 年間および当面の活動方針案作成
 - ハ. 予算案および決算書作成
 - ニ. 各委員会の連絡調整
 - ホ. 会長および役員が欠員になった場合の補充
 - ヘ. 特別委員会の設置(必要がある場合)、緊急事項の処理および報告
- 第 16 条 運営委員会は、原則として年3回開くものとする。

第 8 章 委員会

第 17 条 この会の活動を円滑に行うため、次の委員会をおく。

1. 学年委員会
2. 校外委員会
3. その他運営委員会が必要と認めた委員会

第 18 条 前条の各委員会は、各学年より選出された委員で構成し、本会目的達成のために必要な活動を行う。

1. 委員会は、委員長1名、副委員長1名以上、書記若干名を互選する。
2. 各委員会は、年度末にその年の活動報告をする。

第 19 条 委員の選出と委員会の任務は次の通りとする。

1. 学年委員は、各学年の話し合いにより2名以上選出する。
2. 学年委員会は、各学年ごとに選出された学年委員と担任とで構成し、学年間の連絡調整を図り本会活動の情報を提供する。
3. 校外委員は、各学年の話し合いにより2名以上選出する。
4. 校外委員会は、各学年ごとに選出された校外委員と教職員とで構成し、校外生活に関わる問題を扱う。

第 9 章 附則

第 20 条 学校長は、各種の会に出席して意見を述べることができる。

第 21 条 この規約の変更は、総会によらなければならない。尚、規約の変更を行うに必要な会則や細則は運営委員会において定める。

第 22 条 この会則の改正は、総会で出席会員の3分の2以上の同意を得て成立する。

第 23 条 この会則は、平成 13 年 4 月 1 日より実施する。

第 24 条 この会則は、平成 18 年 5 月 8 日より実施する。(一部改正)

第 25 条 この会則は、平成 20 年 5 月 17 日より実施する。(一部改正)

第 26 条 この会則は、平成 22 年 5 月 15 日より実施する。(一部改正)

第 27 条 この会則は、平成 23 年 5 月 14 日より実施する。(一部改正)

第 28 条 この会則は、平成 24 年 5 月 13 日より実施する。(一部改正)

第 29 条 この会則は、平成 25 年 5 月 11 日より実施する。(一部改正)

第 30 条 この会則は、平成 29 年 4 月 28 日より実施する。(一部改正)

第 31 条 この会則は、平成 31 年 2 月 12 日より実施する。(一部改正)

第 32 条 この会則は、令和 5 年 2 月 21 日より実施する。(一部改正)

第 33 条 この会則は、令和 6 年 5 月 9 日より実施する。(一部改正)

第 34 条 この会則は、令和 7 年 5 月 15 日より実施する。(一部改正)

細 則

第1章 役員・会計監査選挙規定

第1条 会則第5条に基づき、役員・会計監査の選出規定を定める。

第2条 役員・会計監査の選出方法は、次のように定める。

- 1.第2学年から第6学年の各学年より役員候補者として2名以上選出する。但し、会則第17条の各委員会の委員との兼任はできないものとする。
- 2.役職(会長、副会長等)については、役員候補者の中から互選して決める。なお、会長職は夫婦で共同して務めることを妨げないが、その場合でも役員数としては1名とする。
- 3.会計監査は、運営委員会で推薦する。
- 4.役員・会計監査を総会に報告し承認を求める。
- 5.教職員側の役員は、教職員に一任し、運営委員会に報告する。

第3条 本規定の改廃は、運営委員会において決定する。

第2章 会計

第4条 会費の納入は、次により実施する。

- 1.会費は、世帯ごとに集金する。
- 2.会費は、一括納入とする。
- 3.転出した会員に対しては、既納分は返却しない。
- 4.年度途中の新規会員は、1学期は全額、2学期は半額とし、3学期以降の新規会員は集金しない。
- 5.会費は、会計が集金・納入する。

第5条 会計は、集金台帳、支出台帳、貯金通帳、印鑑などを保管する。

第3章 運営委員会

第6条 運営委員会は、各委員長の指名する各委員会の委員が出席して委員長、副委員長を代行することができる。

第4章 役員・委員の受任免除規定

第7条 PTA本部会長に就任した会員については、会長就任年度の翌年度以降、兄弟姉妹の在学、入学に関わらずPTA役員、委員の受任から免除されることができるものとする。但し、本規定は、以後当該会員のPTA本部役員及び委員への新任、再任を妨げるものではなく、当該会員の任意により受任可能とする。本規定は、平成31年4月1日以降に就任するPTA本部会長に対し適用されるものであり、過去の就任経験に遡っての適用はしないものとする。

- *附則*
- 1.本細則は、一部改正し、平成13年5月29日より実施する。
 - 2.本細則は、一部改正し、平成24年5月13日より実施する。
 - 3.本細則は、一部改正し、平成31年2月12日より実施する。
 - 4.本細則は、一部改正し、令和5年2月21日より実施する。
 - 5.本細則は、一部改正し、令和6年5月9日より実施する。
 - 6.本細則は、一部改正し、令和7年5月15日より実施する。